

## 寄付金のワンストップ特例制度について

この制度は、確定申告を行わない給与所得のみの方などが「寄附金」を行う際、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附金控除の申請を、寄附先の市区町村などが寄附者に代わって行うことを申請できる制度です。

この制度を利用できる方は、以下の2つの要件に該当する方のみとなります。

### 【制度の利用要件】

1. 給与所得のみの方などで、確定申告または住民税の申告を行う必要がない方
2. 当該年度年中に行う「寄附金」の寄附先が5団体以下の方

※給与所得のみの方でも、医療費控除などの各種控除、株式などの所得を申告する方は対象外となります。

※確定申告または住民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例申請の申請はなかったものとみなされます。

その場合は、「たすけ愛寄附金」に伴う寄附金控除も含めた内容により確定申告または住民税の申告手続きを行ってください。

### 《平成28年より申請書への個人番号記載に伴い、確認書類の添付が必要です》

平成28年1月1日から、マイナンバー制度の導入により、ワンストップ特例申請書に個人番号の記載が必要となりました。

これに伴い、(1)個人番号確認と(2)本人確認の必要となることから、次の書類(1)(2) (A、B、Cの3パターンから該当するものを選択)を申請書とともに送付してください。

	(1)個人番号確認の書類	(2)本人確認の書類
A. 個人番号カードを持っている場合	個人番号カードの表のコピー	個人番号カードの表のコピー
B. 通知カードを持っている場合	通知カードのコピー	身分証のいずれか一つのコピー
C. 個人番号カードも通知カードもない場合	個人番号が記載された住民票のコピー	身分証のいずれか一つのコピー

※身分証明書とは・・・運転免許証／運転経歴証明書／旅券（パスポート）／  
身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳／  
在留カード／特別永住者証明書

**写真が表示されており、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。**

ご提供いただいた個人番号は、「寄付金税額控除に係る申告特例申請通知」に限り利用します。

提供いただいた後は適切に保管し、不要となった時には、法令の規定により廃棄処分いたします。

### **【申請手続きについて】**

寄付金を納付頂いた後、受領証明書を送付する時に「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」を同封いたしますので、利用要件に該当され、申請をご希望の方は、記入・押印のうえ、申請書と確認書類（１）（２）とともに翌年１月１０日までに送付してください。受付が済みましたら受付書を返送いたします。